## 資格停止措置一覧表

令和5年5月19日

No	業 者 名	所 在 地	資格停止期間	事由
1	㈱丸泰	岐阜市領下6丁目46番地	5.5.20 ~ 5.9.19 (4箇月)	(㈱丸泰は、元請けとして請け負った愛知県内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結していた。 このことについて、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年4月5日、中部地方整備局長より建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令を受けた。 よって、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表2-11(建設業法違反行為)に該当することから、岐阜市上下水道事業部に登録がある左記事業者について、競争入札参加資格の停止措置を行う。